

# とんとんキッズプロジェクト規約

## 《名称》

第1条 本会は、「とんとんキッズプロジェクト」（以下「本会」という。）と称する。

## 《事務局》

第2条 本会の事務局は、敦賀市男女共同参画センター（福井県敦賀市本町2丁目1番20号）に置く。

## 《設立》

第3条 本会は、東日本大震災により被災され、敦賀市に避難してきた子どもたちが心身ともに安心し、癒され、元の生活に戻る活力を得る為に、できる限りの助けの手を差し伸べ、必要な支援を行うことを目的として、平成23年4月1日に設立した。

## 《目的》

第4条 本会は、災害等の事由が発生したことにより、子どもたち等に対する支援が必要と思われる場合に必要な支援等を行うことを目的とする。

## 《構成》

第5条 本会は、実行委員会及び全体会で構成する。

## 《実行委員会》

第6条 実行委員会は、別表1に掲げる者を委員として構成する。

- 2 実行委員は、各団体5名までとする。
- 3 実行委員会メンバーは委員長が決定し、団体の場合は団体の推薦も必要。

第7条 実行委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 書記 1人
- (4) 会計 1人

## 《選任》

第8条 実行委員及び監事は、会員の中から選任する。

- 2 委員長は、実行委員の互選とする。
- 3 副委員長、書記及び会計は、委員長の推薦とする。

## 《実行委員会の職務》

第9条 実行委員会は、本会を円滑に遂行するため、以下の職務を果たす。

- (1) 支援先の選定及び支援内容等の協議・決定
- (2) 全体会員の招集
- (3) その他委員長が必要と認める職務

### 《役員職務》

第10条 委員長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、実行委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 書記は本会における会議全体の議事録を作成する
- 4 会計は本会における入出金業務を行なう。

### 《役員解任》

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは実行委員会の議決により、これを解任する事が出来る。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった場合。

### 《監事》

第12条 監事は実行委員が所属する団体以外から、別表2に掲げる2名とする。

- 2 監事は会計業務を監視する。

### 《全体会》

第13条 全体会は、本会の趣旨に賛同し、入会手続きをしたものを会員として構成する。

- 2 継続の意思を年度の初めに確認する。(4月1日～4月30日)

### 《全体会の職務》

第14条 全体会は、本会を遂行するために実行委員会が必要と判断した場合に招集され、本会にて活動する。

### 《会の活動運営費》

第15条 会の運営費は、会員からの寄付金および活動の趣旨に賛同した個人や団体からの寄付金および活動支援金等に拠るものとする。

- 2 活動で集めた義捐金や募金は一切使用しない。
- 3 会員の寄付金の納入は個人や団体共に任意とし、1口千円/年とする。
- 4 会員の寄付金の口数は、個人1口以上、団体は3口以上を目標とする。
- 5 会員の寄付金の受付期間は、毎年4月1日～4月30日とする。

### 《支援先選定及び支援の実施》

第16条 支援先選定については、実行委員会の議を経て決定されるものとする。

第17条 支援対象世帯等は、以下の選定基準を基に実行委員会の議を経て選定及び決定するものとする。

- (1) 災害等の事由が発生し、敦賀市に避難してきた子どもを持つ世帯
- (2) 災害等の事由が発生し、敦賀市に避難してきた世帯
- (3) 災害等の事由が発生した被災地で生活する世帯
- (4) その他実行委員会が必要と認めた世帯

《会計》

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

《招集及び休会》

第19条 本会は、委員長が必要と認めた場合に招集される。

第20条 本会は、全ての職務を果たし、委員長が認めた場合において休会する。

《規約の改廃》

第21条 本規約の改廃については、実行委員会立案、議を経て全体会の承認を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事由により全体会を招集することが出来ない場合については、実行委員会において決定することができるものとする。この場合、その内容等について、次の全体会において報告し承認を得るものとする。

《その他》

第22条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、実行委員会において別に定める。

《附則》

本規約は平成25年4月1日から施行する。

本規約は平成29年4月1日から施行する。

本規約は平成30年6月1日から施行する。

## 別表1

## 実行委員会員

1	林 恵子	(特活) 子育てサポートセンターきらきらくらぶ	委員長
2	池田 裕太郎	(特活) THAP	副委員長
3	堂前 清美	(特活) 子育てサポートセンターきらきらくらぶ	書記
4	山川 登志美	(特活) THAP	会計
5	奥村 昇	個人	
6	石井 隆	個人	
7	寺田 徹也	(特活) THAP	
8	林 昇平	(特活) 子育てサポートセンターきらきらくらぶ	
9	南 美津子	(特活) Jelly Beans	
10	岸本 光隆	嶺南学園敦賀気比高等学校	
11	碓 望	(特活) THAP	
12	敦賀市企画政策部市民協働課		事務局

順不同

## 別表2

## 監事

1	金森 文質	加藤会計事務所 税理士
2	伊吹 美香子	個人